

内閣参質一八一第六七号

平成二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員浜田昌良君提出「機能性低血糖症」の研究促進等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田昌良君提出「機能性低血糖症」の研究促進等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「機能性低血糖症」については、現段階では確立された疾病の概念になっていないと認識しており、その原因及び症状並びに検査を実施している医療機関の数について、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの糖負荷試験の診療報酬点数については、実施した時間にかかわらず、常用負荷試験が二百点、耐糖能精密検査及びグルカゴン負荷試験がいずれも九百点である。診療報酬上の評価については、一般的に、それぞれの医療行為等の有効性、安全性等を勘案し、中央社会保険医療協議会の議論を踏まえ、適切に評価しているところであり、御指摘の糖負荷試験の診療報酬点数については、次期診療報酬改定においても適切に評価していきたい。

四について

お尋ねの「栄養補給食品（サプリメント）」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、診療報酬上の

評価は、薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）上の医薬品について行うものであるため、これに該当しないものは、保険適用の対象とならない。

五について

お尋ねの「機能性低血糖症」に係る調査研究の実施の必要性については、学術的な調査研究の動向も踏まえつつ、検討していきたい。